

令和5年度答申第10号

令和5年12月13日

松戸市教育委員会

教育長 伊藤 純 一 様

松戸市情報公開審査会

会長 後藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和2年2月26日付け松教生企第346号をもって諮問のあった「平成31年、令和元年に松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する公文書一切。教育委員会の本庁だけでなく、松戸市立学校やその他の出先機関の保有する分もそれぞれ一切。」（以下「本件文書」という。）の開示請求に係る公文書一部開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審査会の結論

松戸市教育委員会が行った公文書一部開示決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

### 2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和元年11月4日付け公文書開示請求書により、松戸市教育委員会(以下「処分庁」という。)に対して、松戸市情報公開条例(平成13年条例第30号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、本件文書に係る公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。

処分庁は、令和元年11月19日付け公文書一部開示決定通知書により、本件文書を「別表第1から別表第7までの文書件名欄及び音声データ欄に記載のとおり」として特定し、審査請求人に対して、条例第10条第1項の規定により、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年1月4日付け審査請求書により、松戸市教育委員会(審査庁)に対して、本件審査請求をした。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 趣旨

本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

#### (2) 理由

公文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。処分庁は、かねてから文書の特定漏れを繰り返してきた。

学校保有分の対象文書について確認していない。学校から全て教育委員会に移送されていることはない。

平成30年度松戸市情報公開審査会答申第1号において対象文書として

特定された文書に相当するものは本件でも特定されるべきである。

本件非開示箇所は、条例第7条第2号、第3号、第5号その他の非開示事由にも全て該当しないか、該当したとしても開示を定めたただし書に該当する。

学校・処分庁によるいじめ自殺の隠蔽に対する追及を妨害するものである。

音声データの非開示、学校名、校長名の非開示について、理由付記に不備があり、条例第10条第2項及び第3項、松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項並びに第14条第1項及び第3項に違反する。

音声データの削除は条例第34条第1項の適正な文書管理に違反する。

裁量的開示は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第2項の準用により公益上の理由により開示できる。

非開示理由の付記、文書の特定等に瑕疵があり、申請者の権利を侵害しているため、情報公開審査会から教育委員会に附言を出すよう求める。

#### 4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

##### (2) 理由

本文書として特定した文書は、別表第1から別表第7までの文書件名欄及び音声データ欄に記載のとおりである。

##### ア 条例第7条第2号に該当すること

事案の内容、松戸市いじめ防止対策委員会委員の住所、口座情報等、が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たり、慣行として、公にすることが予定されているものには該当しないため、条例第7条第2号に該当する。

##### イ 条例第7条第3号に該当すること

委託契約書に押印されている法人代表者の印影は、法人の金銭出納と

密接な関係のある内部管理情報であり、開始により、法人の事業運営上の地位が損なわれおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

ウ 条例第7条第5号に該当すること

教育委員会会議、松戸市いじめ防止対策委員会会議は、非公開で行うことを委員に説明しており、非公開を前提として、率直かつ忌たんのない発言を行っている。

市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

エ 松戸市立学校が保有する公文書について

調査審議に付された資料は、別表2に掲げるもので、教育委員会（本庁、松戸市立学校及びその他の出先機関）の保有しているものの全てである。なお、指導記録等、一部文書は、開示決定時点では、学校から教育委員会に移送され、調査審議後、学校へ返却している。

また審査請求人は、平成30年度松戸市情報公開審査会答申第1号において対象文書として特定された文書に相当するものは本件でも特定されるべきである、と主張しているが、諮問内容に応じ、調査審議に必要な資料は異なることは当然であり、以前諮問されたときの会議資料にあったからといって、本件においても同種の資料があるとは限らない。

オ 第1回から第8回までの音声データについて

音声データは、議事録作成後速やかに削除しており、不保有である。

カ 審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

## 5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的等について

条例によると、市の保有する情報は、これを市民と共有することによって、市民生活の向上や豊かなまちづくりに役立てられるべきものであり、市民と行政がともに協働し、成熟した地域社会を創造するため必要とされる（条例前文）。

また、条例は、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、市民の理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする（条例第1条）。

実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならない（条例第3条第1項）とともに、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない（同条第2項）。

(2) 本件文書について

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる（条例第5条）。その際、開示請求者は、住所、氏名のほか、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない（条例第6条）。

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2項）。

処分庁は、実施機関（条例第2条第1項）に該当するため、実施機関の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している文書は、組織供用文書に該当し、開示請求の対象となる。

学校教育部指導課は、いじめ防止対策委員会に関することをその所掌事務としていること（松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則（令和3年松戸市教育委員会規則第1号）による改正前の松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則（平成25年松戸市教育委員会規則第1号）第6条別表。答申時点においては、学校教育部児童生徒課の所掌事務となっている。）からすると、本件文書のうち、指導課において保有する公文書は、実施機関における組織供用文書に該当する。

(3) 本件処分（一部開示決定）について

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない（条例第7条）。

ア 個人情報について、

条例第7条第2号は、

「(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

と規定する。

本件処分について検討すると、松戸市いじめ防止対策委員会条例（平成27年松戸市条例第16号）第2条は、

「第2条 対策委員会は、松戸市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 松戸市立小学校、中学校及び高等学校における法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事項」

と規定し、いじめ防止対策推進法第28条第1項は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査として、

「(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

と規定していることからすると、本文文書は児童、生徒、保護者等の個人情報記録した文書に該当する。また、これらの情報は、慣行による公知情報、生命、健康の保護等に係る公知情報、公務遂行情報には該当しない。

#### イ 審議検討情報について

条例第7条第6号柱書は、

「(6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

と規定する。

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業の実施基準、実施の経過等に関する情報であつて、ア 公にすることにより、当該事務事業若しくは以後の同種の事務事業の公正又は適正な執行が實際上、困難となる情報、イ 公にすることにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与え、これらの事務事業の公正な遂行若しくは円滑な遂行に支障が生ずるおそれのある情報等が該当する。

いじめ防止対策委員会による市内中学生へのいじめ重大事態（答申）の作成に当たっては、教育委員会は、事実関係等について関係者から聞き取りを実施している。その際、聞き取った内容は、非公開を前提としており、公にした場合には、今後調査への協力を得られず、調査業務の遂行に支障を生ずるおそれがある

また、いじめ防止対策推進法第28条第2項は、

「2 学校の設置者又はその設置する学校による対処として、学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」

と規定し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報の提供先は、いじめを受けた児童等及び保護者の関係者のみとし、一般第三者への情報提供を予定していないことからすると、該当部分についての処分庁の非開示方針は納得できる。

ウ 文書の不存在について

条例第10条は、開示請求に対する決定等について、

「第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」

と規定する。

処分庁は、本件開示請求時点において存在する第9回会議の音声データについて、条例第7条第2号又は第5号に該当し、非開示としているところ、審査請求人は、それ以前の会議に係る音声データについて、非開示とされず、特定もされておらず、理由付記の点でも不備がある旨主張するが、処分庁の弁明及び意見聴取によると、処分庁は、本件開示請求時点において削除済みである会議録の音声データについては本件開示請求では特定できなかったため記載がなく、音声データは議事録が作成されれば速やかに削除していることを説明するとともに、仮に、本件開示請求における対象文書とした場合には、不存在として、条例第10条第2項を明示するものであると説明しており、その場合においては、処分の根拠及び理由説明として不自然なところはない。

(4) 理由の提示について

処分庁による本件処分によれば、その通知書において、対象文書ごとに



開示しない理由を条例第7条第2号又は第5号を根拠として明示しており、いずれも、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され、本件処分の根拠及び説明として不足するものではないことが認められる。

なお、松戸市行政手続条例第8条第1項本文が、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、同時にその理由を示さなければならない」としているのも、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきである（昭和38年5月31日付け最高裁第二小法廷判決等参照）。そして、そのような目的は、処分庁に対して、非開示理由を具体的に記載して通知させること（実際には、決定通知書にその理由を付記する形で行われる。）自体をもってひとまず実現されるどころ、同条例の規定を見ても、一部開示理由の証拠まで示す義務を課す趣旨を含むものと解すべき根拠はない。なお、同条例第14条第1項は、不利益処分の理由の提示について、「市の機関は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」と規定するが、同条例第2条第6号イにおいて、不利益処分の定義から、「申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分」を除外しているため、同条は、本件処分には適用がない。

(5) 意見聴取及びインカメラ審理について

当審査会において、処分庁に対して当該文書の提出を求め、意見聴取とともに処分庁が本件文書として特定した文書（電磁的記録を含む。）のインカメラ審理を行い、及び本件処分に関して特定した文書以外の文書の存在について確認したが、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(6) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。なお、いじめ防止対策推進法第28条第2項は、いじめを受けた児童等及び保護者への情報提供を規定し、何人への開示を規定するものでないことからすると、裁量的開示の根拠とならない。

以上のとおり、処分庁が特定した文書のうち、一部を非開示としたことは妥当であり、また、特定した文書以外には、処分庁はこれを保有していない

と認められる。

## 6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。  
当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 3月 8日	諮問書の受理
令和 5年 6月 8日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 5年 9月 7日	第2回審査会（審議）
令和 5年10月13日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和 5年11月13日	第4回審査会（審議）
令和 5年12月13日	第5回審査会（審議）